

幼保連携型認定こども園設置運営事業者募集に係る質問と回答

第2版（平成28年7月12日）

	質問	回答
1	株式会社でも応募できるか。	株式会社の応募はできません。 募集要項の「4 応募資格」の条件を満たす学校法人又は社会福祉法人に限ります。
2	敷地の確定は誰が行うのか。	市で行う予定ですが、事業者として決定した法人と相談して決めることも可能です。
3	土地の地目は何か。	登記簿上は雑種地です。
4	都市計画法第29条の開発許可は必要か。	形質の変更はないものと考えていますが、事業者の提案内容で造成行為がある場合は、その規模によって許可が必要になってくる可能性があるかと認識しています。ただし、許可の有無に関しては、事業者が各関係機関にご確認ください。
5	西側のラインの長さが45mとなっているが、どこまでの長さか。	南東の鋭角になっている点から、西側境界に対しておおよそ垂直に交わるようにラインを引いた時の、交点までです。
6	この土地は現在どう活用されているのか。	ミズノスポーツプラザ潮芦屋のふれあい広場として供されています。
7	残さなければならない樹はあるか。	ありません。 建物を建てるにあたっての緑地面積の規制等の関係法令は事業者でご確認ください。
8	歩道に面しているが、車が進入できる場所はどこになるのか。他の管轄で許可を取らないといけないのか。	道路管理者に対して必要な手続きをしてください。
9	小学校の建設がなくなったと聞いたが、この近辺に小学校はあるのか。	潮見中学校圏域には浜風小学校と潮見小学校があります。
10	「地域子育て支援拠点事業」のスペース提供が条件にあるが、保育士の配置は必要ないのか。	必要ありません。市の職員を配置します。
11	「地域子育て支援拠点事業」の提供する場所は、建物を別に建てた方がよいか。	事業者がご提案ください。
12	「地域子育て支援拠点事業」のスペースは60㎡とあるが、2カ所で30㎡・30㎡に分けて、合わせて60㎡という提供の仕方でもよいか。	使用時は1カ所で60㎡のご提供をお願いします。
13	「地域子育て支援拠点事業」に提供する60㎡分は収支計画の建設費補助から除いていいのか。	具体的な設計については事業者決定後に決めていくので、応募書類の作成時点においては60㎡分を除く必要はありません。
14	法人も「地域子育て支援拠点事業」のスペースを利用していいのか。	募集要項の「1.1 開園後の取組への協力に関すること」に記載のとおり、提供していただきたいのは週3日程度なので残りの日数を事業者が使用していただくことは可能です。備品保管のための10㎡については、常に市がお借りさせてい

		ただくこととなります。
15	この地域は子育て世帯が多いか。また、子どもの公共の施設はあるか。	現時点では、南芦屋浜地区に子どもの公共施設はありません。潮見圏域には、緑保育所、新浜保育所、浜風夢保育園、潮見幼稚園、浜風小学校、潮見小学校、潮見中学校があります。
16	この地域の子どもの数は多いのか。	H Pの「平成 28 年潮見圏域の支給認定子どもの年齢別人数」という P D F に、就学前児童の人口を掲載しております。
17	事業者決定前に市の監査は受けるのか。	監査ではありませんが、応募書類の確認のためのご協力をお願いする場合があります。
18	補助金の算定についてはどうしたらいいのか。	H Pの「補助の算出方法」という P D F を参照ください。
19	約 3500 m ² の土地の中で、認定こども園の部分は確保した上で、高齢者施設の整備をすることは可能か。	当該土地は、教育施設用地として設定されていますので、高齢者のための施設は想定していません。交流スペースということであれば提案は可能です。
20	教育用地周辺に高層住宅はできるのか。	「周辺」の指し示す範囲がわかりませんが、隣接している区画については地区計画に基づく公共施設地区及び低層住宅地区に指定されているため、高層住宅ができる可能性は低いです。地区計画の詳細については事業者でご確認ください。
21	地域住民はこの土地が認定こども園になることを知っているのか。	住民説明会は行いました。
22	北側の駐車場は市営なのか。また、利用しても大丈夫なのか。	管理者は市です。 有料になりますが、可能です。募集要項に基づき事業者がご提案ください。
23	北側の駐車場を月極契約することは可能か。	不可能です。
24	敷地内に駐車場をどれくらい整備しないといけないという決まりはあるのか。	決まりはありません。 定員とのバランスを考え事業者がご提案ください。
25	津波の時はどこに避難をしたらよいのか。	できるだけ標高の高い地域へ逃げてください。標高の高い地域への避難が難しい場合は、津波一時避難施設に逃げてください。
26	避難訓練は、どのように行えばよいのか。	事業者がご提案ください。
27	定員の基準はあるのか。例えば、同じ点数の時に、150 人定員と 250 人定員だと、250 人が有利になるのか。	ご質問の場合で、250 人が有利になることはありません。
28	1 号認定と 2 号認定の比率は決まっているのか。	事業者がご提案ください。
29	屋上の運動場としての使用は大丈夫か。幼稚園部分の認可を取得する上で大丈夫か。	認可基準を踏まえ、事業者がご提案ください。
30	事業者決定後の住民説明会では市のバックアップはあるのか。	市の土地での整備になるので、同席はしますが、事業者が主催してください。
31	浜風町に認定こども園ができた場合、子どもの人数のバランスは取れるのか。また、この地域では 1 号認定主体の計画がいいのか。2・3 号は見込めるのか	現時点では取れていると考えますが、将来の見込みは事業者がご判断ください。

32	幼稚園の需要率は高いのか。	公立幼稚園については、入園児数が減少傾向ですが、私立幼稚園については、市内の施設数が少ないため、市外の園へ就園しているお子さんもおられます。
33	浜風町の認定こども園は平成 29 年 4 月に開園するの か。	平成 29 年 4 月の開園が非常に難しいため、平成 30 年 4 月 1 日の開園を目指して準備を進めてまいります。
34	浜風町は公募するのか。	現時点では未定です。